

法律援助基金のための特別会費徴収の件（平成二十三年二月九日臨時総会決議・平成二十五年十二月六日改正・平成二十九年三月三日改正・令和元年十二月六日改正）中一部改正

法律援助基金のための特別会費徴収の件（平成二十三年二月九日臨時総会決議・平成二十五年十二月六日改正・平成二十九年三月三日改正・令和元年十二月六日改正）の一部を次のように改正する。

第二項中「九百円」を「八百円」に改める。

第四項中「令和二年六月から令和五年六月まで」を「令和四年四月から令和七年六月まで」に改める。

附則

1 第二項及び第四項の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程（会規第百二号。以下「整備規程」という。）附則第三条第三項の規定に基づき弁護士法人規程（会規第四十七号）第二十一条の二第二項において準用する会則第九十五条の三第二項に規定する議決があつたものとみなされる法律援助基金のための特別会費徴収の件に係る弁護士法人の特別会費については、改正後の第四項に規定する徴収期間徴収するものとし、当該特別会費の額については、改正後の第二項に規定する額を基準として、整備規程附則第三条第三項に従い算定するものとする。